

社会福祉法人大住福社会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大住福社会（以下「当法人」という。）の役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(役員等の報酬等の算定方法)

第2条 役員等に対する報酬等の額は、次の号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第1に定める額。

(2) 役員等が当該会議に出席し、又は職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第3条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。ただし、旅費は支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(改廃)

第5条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第6条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表 1

役員等の報酬額

(1) 評議員

	日 額
評議員会等への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のため出勤	5,000円

(2) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のため出勤	5,000円

(3) 監事

	日 額
監事監査等への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のため出勤	5,000円

(4) 評議員選任・解任委員

	日 額
評議員選任・解任委員会等への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のため出勤	5,000円